平成２４年（フ）第１３５８号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地28　ハビタエイトビル305号
破産者　高野　孝雄
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９６号
奈良市三碓６丁目９番21―105号、開始決定時の住所札幌市西区西野１条５丁目４番30―303号
破産者　板場　　武
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３７号
札幌市南区真駒内本町７丁目11番２―106号
破産者　早坂　　裕
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５号
東京都八王子市小比企町823番地３　グリーンハイムＢ―101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷２丁目２番地３　ドエルエスポアールＢ102
破産者　清野　正人
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
埼玉県春日部市小渕446番地１　セフィラオオツカＢ棟101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市粕壁東５丁目３番30―503号
破産者　大橋　邦正
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
千葉県市川市河原６―23号、開始決定時の住所京都府舞鶴市字女布764番地の１
破産者　北條　　勉
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
広島市中区本川町２丁目３番27号　Ｓビル本川403号、住民票上の住所広島市中区猫屋町３番１―1306号
破産者　佐々木　篤
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
広島県福山市曙町５丁目13番22―301号　メゾンＳ・Ｙ
破産者　初岡　庸行
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５４号
福岡県久留米市諏訪野町1642番地１諏訪野ビル405号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市平塚1662番地２
破産者　福本　浩美
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８４号
福岡市南区大橋１丁目10番15号
破産者　内野　伸二
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９８号
福岡市南区平和４丁目１番20―309号
破産者　石津紀代子
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８１号
福岡県宗像市城西ヶ丘４丁目11番地10
破産者　若松　秀樹
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７０号
岡山県倉敷市藤戸町天城1824番地５、前住所佐賀県小城市小城町自在274番地41
破産者　儀間　一郎
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
山形県鶴岡市鼠ヶ関甲249番地
破産者　五十嵐柳吉
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２２号
福島県石川郡浅川町大字浅川字根宿141番地の３、開始決定時の住所福島県石川郡浅川町大字浅川字根宿172番地の３
破産者　根本　作兄
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
横浜市南区堀ノ内町２丁目195番地　エクセルパレス202号
破産者　佐藤　　輝
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部